

○国土交通省告示第百九十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六十一条の規定に基づき、防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第百九十四号）の一部を次のように改正する。

令和二年二月二十七日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

第二 (略)

2・3 (略)

4 第一項第一号の「三十分間防火設備」とは、次に掲げる防火設備（第二号又は第三号に掲げる防火設備にあつては、周囲の部分（当該防火設備から屋内側に十五センチメートル以内の間に設けられた建具がある場合には、当該建具を含む。）が不燃材料で造られた開口部に取付けられたものであつて、枠又は他の防火設備と接する部分を相じやくりとし、又は定規縁若しくは戸当りが設けられていることその他の閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、取付金物を当該防火設備が閉鎖した際に露出しないように取り付けたものに限る。）をいう。

一〇三 (略)

第四 令第三十六條の二第二号ロに掲げる基準に適合する建築物の部分及び外壁開口部設備の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 準防火地域内にある建築物のうち地階を除く階数が三で延べ面積が五百平方メートル以下のもの（第三号に掲げる建築物で同号に定める構造方法を用いるものを除く。） 次のイ又はロのいずれかに掲げる構造方法

イ 次に掲げる構造とすること。

(1) (3) (略)

(4) 床（最下階の床を除く。）は、次の(i)に掲げる基準に適合する構造とすること。ただし、当該床の直下の天井を次の(ii)に掲げる基準に適合する構造とする場合においては、この限りでない。

(i) 令第九十九條の三第二号ハに規定する構造又は次に掲げる基準に適合する構造であること。

改正前

第二 (略)

2・3 (略)

4 第一項第一号の「三十分間防火設備」とは、次に掲げる防火設備（周囲の部分（不燃材料で造られた開口部に取り付けられたものであつて、枠又は他の防火設備と接する部分を相じやくりとし、又は定規縁若しくは戸当りが設けられていることその他の閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、取付金物を当該防火設備が閉鎖した際に露出しないように取り付けたものに限る。）をいう。

一〇三 (略)

第四 令第三十六條の二第二号ロに掲げる基準に適合する建築物の部分及び外壁開口部設備の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 準防火地域内にある建築物のうち地階を除く階数が三で延べ面積が五百平方メートル以下のもの（第三号に掲げる建築物で同号に定める構造方法を用いるものを除く。） 次のイ又はロのいずれかに掲げる構造方法

イ 次に掲げる構造とすること。

(1) (3) (略)

(4) 床は、令第九十九條の三第二号ハに掲げる構造又は次に掲げる基準に適合する構造とすること。

(ii) 床の裏側の部分に次の(i)又は(ii)のいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造であること。

(一) 床の裏側の部分に次の(i)又は(ii)のいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造であること。

(i) 厚さが十二ミリメートル以上のせつこうボード

(ii) 厚さが五・五ミリメートル以上の難燃合板又は厚さが九ミリメートル以上のせつこうボードの上に厚さが九ミリメートル以上のせつこうボード又は厚さが九ミリメートル以上のロックウール吸音板を張ったもの

(二) 防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられていることその他の床の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であること。

(iii) 令第百九条の三第二号ハに規定する構造又は次に掲げる基準に適合する構造であること。

(一) (i)-(ii)又は(ii)のいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造であること。

(二) 防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられていることその他の天井裏の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であること。

(5) 構造耐力上主要な部分に枠組壁工法を用いた建築物のトラス（小屋組に用いる場合に限る。）の直下の天井は、(4)(ii)に掲げる基準に適合する構造とすること。

(削る)

(削る)

(6) 屋根は、次の(i)に掲げる基準に適合する構造とすること。ただし、当該屋根の直下の天井を次の(ii)に掲げる基準に適合する構造とする場合は、この限りでない。

(一) 厚さが十二ミリメートル以上のせつこうボード

(ii) 厚さが五・五ミリメートル以上の難燃合板又は厚さが九ミリメートル以上のせつこうボードの上に厚さが九ミリメートル以上のせつこうボード又は厚さが九ミリメートル以上のロックウール吸音板を張ったもの

(iii) 防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられていることその他の床の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であること。

(5) 床又は構造耐力上主要な部分に枠組壁工法を用いた建築物のトラス（小屋組に用いる場合に限る。）の直下の天井は、令第百九条の三第二号ハに掲げる構造又は次に掲げる基準に適合する構造とすること。

(iv) (4)(i)-(ii)又は(ii)のいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造であること。

(v) 防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられていることその他の天井裏の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であること。

(6) 屋根は、令第百九条の三第一号に規定する構造又は次に掲げる基準に適合する構造とすること。

(ii) 令第百九条の三第一号に規定する構造又は次に掲げる基準に適合する構造であること。

(一) 屋根の屋内側の部分に次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造であること。

(イ) 厚さが十二ミリメートル以上のせつこうボードの上に厚さが九ミリメートル以上のせつこうボード又は厚さが九ミリメートル以上のロックウール吸音板を張ったものが十二ミリメートル以上のせつこうボードの上に厚さが十二ミリメートル以上のせつこうボードを張ったもの

(二) 防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられていることその他の屋根の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であること。

(ii) 次に掲げる基準に適合する構造であること。

(一) (i)又は(ロ)のいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造であること。

(4) (ii)に規定する構造であること。

(削る)

(7) (略)

ロ (略)

二〇四 (略)

(ii) 屋根の屋内側の部分に次の(一)又は(二)のいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造であること。

(一) 厚さが十二ミリメートル以上のせつこうボードの上に厚さが九ミリメートル以上のせつこうボード又は厚さが九ミリメートル以上のロックウール吸音板を張ったものが十二ミリメートル以上のせつこうボードの上に厚さが十二ミリメートル以上のせつこうボードを張ったもの

(ii) 防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられていることその他の屋根の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であること。

(7) 屋根の直下の天井は、次に掲げる基準に適合する構造とすること。

(i) (一)又は(二)のいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造であること。

(ii) 防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられていることその他の天井裏の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であること。

(8) (略)

ロ (略)

二〇四 (略)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。